令和８年第７回　門真市農業委員会総会議事録

1　日　時　　令和８年10月６日（火）　午前10時00分～午前10時20分

2　場　所　　門真市役所　別館３階　第３会議室

3　議　長　　西村　覚

4　署名委員

６番：中西　正憲　委員　　７番：西川　敬治　委員

5　出席委員（７名）

２番：木原　早智子　委員　４番：寺裏　和正　委員　５番：土井　清孝　委員

６番：中西　正憲　委員　　７番：西川　敬治　委員　８番：西村　覚　委員

９番：橋詰　美智子　委員

6　欠席委員（２名）

１番：北次　均　委員　　３番：柴田　照夫　委員

7　職務のため出席した者

局　長：柏原　佳太

局次長：三原　且規

係　員：森本　翔太

係　員：田中　優真

8　議案・報告等

（１）議案第７号　相続税の納税猶予に関する適格者証明
（２）議案第８号　農地法第３条の規定による許可
（３）報告第13号　農地法第３条の３の規定による届出
（４）報告第14号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届

議　事　録

会長	ただ今から令和８年第７回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、９名中７名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 ６番：中西　正憲　委員 ７番：西川　敬治　委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第７号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	相続税の納税猶予を受けようとする相続人から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。 申請の内容につきましては、議案第７号の議案書をご覧ください。 証明願の写し等につきましては、添付資料①の１ページ、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、12から13ページに記載がございます。現地調査は農業委員会より寺裏和正　委員、事務局より河坂が行いました。 本件につきましては、被相続人が当該農地にて生前農業を営んでおり、かつ相続人が当該農地にてすでに農業経営を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと見込まれますので、相続税の納税猶予の適格者と考えられます。以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 ご意見がないので採決にはいります。 議案第７号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

	【委員全員挙手】
会長	全会一致で、議案第７号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」については、議案のとおり許可することとします。 次に移ります。 議案第８号「農地法第３条の規定による許可」についてです。それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第３条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。 それでは、議案第８号の議案書をご覧ください。申請は、２件です。 まず１件目。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料②の１ページから16ページでございます。 申請内容について、１から２ページの許可申請書をご覧ください。 １の「申請者の氏名等」及び２の「許可を受けようとする土地の所在等」は申請書のとおりでございます。 続いて、３ページの「農地法第３条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第１号関係でございますが、１－１に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。 次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、４ページの１－２の（１）から（３）に記載のとおりです。

事務局	続いて、５ページの第２号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。 次に、第３号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。 次に、第４号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「４権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。 続いて、６ページの第５号関係でございます。 これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。 次に、第６号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。 続いて、７ページの「Ⅱ使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」、８から９ページの「Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項」には該当しませんので、割愛させていただきます。 それでは、許可要件の確認をいたします。許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添①】農地法第３条調査書をご覧ください。 個人による所有権移転は、農地法第３条第２項第１号・第４号・第６号の各要件を満たす場合に許可することができます。 まず、第１号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、田植機等を使用することができ、また、農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 次に、第４号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人の世帯員は、年間150日以上農作業に従事し、かつ耕作の事

事務局	業に必要な農作業を行っているため、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。 最後に、第６号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。 また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。 次に２件目。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料②の17ページから30ページでございます。 申請内容について、17から18ページの許可申請書をご覧ください。 １の「申請者の氏名等」及び２の「許可を受けようとする土地の所在等」は申請書のとおりでございます。 続いて、19ページの「農地法第３条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第１号関係でございますが、１－１に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。 次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、20ページの１－２の（１）から（３）に記載のとおりです。 続いて、21ページの第２号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。 次に、第３号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。 次に、第４号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「４

事務局	権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。 続いて、22ページの第５号関係でございます。 これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。 次に、第６号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。 続いて、23ページの「Ⅱ使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」、24から25ページの「Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項」に該当しませんので、割愛させていただきます。 それでは、許可要件の確認をいたします。許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添②】農地法第３条調査書をご覧ください。 個人による所有権移転は、先ほどご説明したとおり、農地法第３条第２項第１号・第４号・第６号の各要件を満たす場合に許可することができます。 まず、第１号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、田植機等を使用することができ、また、農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 次に、第４号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人の世帯員は、年間150日以上農作業に従事し、かつ耕作の事業に必要な農作業を行っているため、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。 最後に、第６号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。 また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

	以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。
会長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。 それでは、採決にはいります。 議案第８号「農地法第３条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員全員挙手】 全会一致で、議案第８号「農地法第３条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 それでは次に移ります。 報告第13号「農地法第３条の３の規定による届出」です。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、相続に伴う農地の所有権取得及び賃借権取得につき、農地法第３条の３の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。 届出内容につきましては、報告第13号の議案書をご覧ください。 届出は１件です。 なお、本件は、先ほど議決いただきました議案第７号と関連するものになります。 資料につきましては添付資料③です。届出書の写しにつきましては、添付資料③の１ページにございます。場所及び土地の状況につきましては９ページ及び10ページをご覧ください。 以上でございます。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。 ないようですので、次に移ります。

会長	報告第14号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、届出の受理を会長専決いたしましたので報告するものです。 届出内容につきましては、報告第14号の議案書をご覧ください。届出につきましては、２件です。 まず１件目。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては添付資料④の１ページから８ページでございます。届出内容は１ページのとおり転用の目的は一般個人住宅であります。場所及び土地の状況につきましては７ページ及び８ページをご覧ください。 現地調査へは、事務局より田中が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 続いて２件目。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては添付資料④の９ページから35ページ。届出内容は、９ページのとおり転用の目的は工場の敷地の一部であります。場所及び土地の状況につきましては34ページ及び35ページをご覧ください。 現地調査へは、事務局より田中が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 以上でございます。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
木原委員	木原です。１件目についてですが、届出書では昭和42年から43年にかけて住宅への転用を行ったとのことですが、登記全部事項証明書では昭和58年と平成25年に相続登記を行っています。当時の相続登記における法務局とのやり取りについて、事務局の方で何か聞いておられますか。

事務局	法務局とのやり取りについては、聞いておりません。
木原委員	分かりました。
会長	その他、ご意見、ご質問等ございませんか。 ご質問等ないようですので、本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議　長　西村 覚

署名委員　中西正憲

署名委員　西川敬治